TAINS

Tax Accountant Information Network System

. .

青色事業専従者給与をめぐる判決等 ーその相当性と適正額-



·----- 依田 孝子 _{[大氣}

はじめに

青色事業専従者が支払を受けた給与のうち、その労務に従事した期間、労務の性質及びその提供の程度、その事業の種類及び規模、類似同業者が支給する給与の状況等に照らしその労務の対価として相当であると認められるもの(適正給与相当額)は、事業所得等の金額の計算上必要経費に算入することができます。(原法を2000年)

とができます(所法57①、所令164①)。 今回は、青色事業専従者給与につい て争われた事例をご紹介します。

I. 看護師である内科医の配 偶者

令5.8.3東京高裁

(棄却)(確定) Z888-2580 令4.12.9長野地裁

(棄却)(控訴) Z272-13785

<事案の概要>

この事案は、開業医である控訴人(原告)が、平成28~30年分の所得税等の各確定申告について、看護師である自己の配偶者(本件配偶者)に支払ったとする青色事業専従者給与の年額1,800万円(本件専従者給与の額、月額100万円×12か月+賞与300万円×2回)の相当性を一部否認して処分行政庁がした増額更正処分等が違法であると主張して、更正処分の増額部分等の取消しを求める事案です。

長野地裁が、控訴人の請求を棄却したため、本件控訴がされました。

<裁判所の判断>

東京高裁でも、長野地裁判決を維持し、一部補正の上で次のとおり引用して控訴人の請求を棄却しました。

1. 本件専従者給与の額の相当性

① 青色事業専従者に支払った給与の額が、労務の対価として相当と認められるものとして事業所得等の計算上必要経費に算入することが認められるのは、所得税法57条1項及び同施行令164条1項の掲げる各事情を踏まえ、当該青色事業専従者に支払った給与の額と提供された労務との対価関係が明確であるものに限られる。

② 認定事実のとおり、本件配偶者は、看護師である使用人と比較すると多様な業務に従事しており、看護師長兼事務長として責任のある業務を担当し、かつ、その労務に従事した時間がある程度長時間に及んでいたことはうかがうこともできる。

③ しかしながら、本件配偶者の労務 内容や労務の量を客観的に示す証拠は 断片的なものしかなく、それらが具体 的に明らかであるとはいい難い。認定 事実によっても、以下のとおり、労働 時間、業務の多様性、責任や精神的負 荷の大きさ等が具体的にどのように考 慮されて支給額に反映されたのか、本 件配偶者に対する給与の額が平成17年 12月(月額45万円)から3年余りで2 倍以上(月額100万円)に増加した経 緯等も含めて判然とせず、本件専従者 給与の額は、本件配偶者の労務と対価 関係が明確であるとはいえない。

ア 控訴人は、税務調査において、本件配偶者は普通の3倍働いている旨を説明しているところ、本件専従者給与の額は、看護師である使用人の給与の最高額(469万4,599円)の3倍(1,408万3,797円)を優に超えており、上記説明自体単なる感覚の域を出ないものといって差し支えない。

イ 関与税理士が提供した参考資料 (TKC医業経営指標)は、単なる統計上の数値を示すものにすぎず、これをもって本件専従者給与の額と本件配偶者の労務の対価関係が明らかになるものではない。そこで、控訴人は、医療施設等に勤務する看護師等の国家公務員に適用される「医療職俸給表」を参考に種々の操作を加えて立証しようとしているものと見受けられるが、それ自体、本件訴訟のための後付けにすぎないことが容易に見て取れる。

ウ また、類似同業者給与比準方式によっても、本件専従者給与の額は、類似同業者の青色事業専従者給与額の平均額(本件平均額)と比較して、平成28年分及び平成29年分は約2.19倍、平成30年分は約2.27倍にもなり、認定事実からは、このような高額となる根拠を合理的に説明することは困難であ

る。

④ 以上の検討によれば、本件専従者給与の額1,800万円が、本件配偶者の労務の対価として相当であるとは認められない。

SERIES TAINS解体新書

2. 適正給与相当額

① 処分行政庁は、類似同業者給与比 準方式を採用し、類似同業者の抽出基 準の設定は合理性が認められる。その 上で、各税務署長に指示して回答させ る方法により、上記基準に該当するも のを機械的、無作為に収集しているの であって、この過程に恣意性はない。 さらに、その結果収集された類似同業 者の数も各年6又は12であり、各類似 同業者の特殊性や個別事情等を平均化 しうるに足りる数が確保できている。 そうすると、本件平均額は、所得税法 57条1項に照らし、適正な青色事業専 従者給与額と評価することができ、処 分行政庁が採用した推計方法は合理的 なものと認めることができる。

② よって、本件における適正給与相当額は、処分行政庁がとった推計方法により算出された、平成28年分及び平成29年分につき821万3,334円、平成30年分につき792万4,922円と認めるのが相当である。

③ 以上によれば、適正給与相当額を超える額は、事業所得の金額の計算上、必要経費に算入することができなし

II. 不動産賃貸業を営む者の 配偶者

平28.1.21非公開裁決 (棄却) F 0 - 1 -603

<事案の概要>

審査請求人は、平成23年、平成24年 及び平成25年(本件各年)において、 不動産賃貸業を営んでおり、不動産管 理会社との間で賃貸借管理委託契約を 締結していました。この事案では、審 査請求人が、本件各年において、配偶 者(本件配偶者)に青色事業専従者給 与として支払った各374万円(本件各 給与)を不動産所得の金額の計算上必 要経費に算入できるか否かが争点の一 つとなりました。

<審判所の判断>

審判所では、次のとおり、本件各給 与は、必要経費に算入することはでき ないと判断しました。

① 所得税法57条及び同施行令165条 1項及び2項2号の規定から、青色申告事業者と生計を一にする他に職業のない親族が当該青色申告事業者の営む事業に従事したとしても、臨時的、一時的に従事したにすぎないと認められる場合は、当該事業に専ら従事したとはいえないと解するのが相当である。

② 本件各年においては、不動産管理会社が、管理物件の主要な管理業務を実施していた上、本件配偶者が不動産賃貸業に実際に従事した労務の内容は、いずれも簡易な事務又は判断にすぎず、1回当たりに要した時間も短時間で、これらを合わせたとしても、月に数回しかも数時間のみ従事していたものと認められる。

③ そうすると、本件配偶者は不動産 賃貸業に臨時的、一時的に従事してい たにすぎず、本件配偶者が従事した全 ての業務を併せ考慮したとしても、本 件配偶者は不動産賃貸業に専ら従事し たとはいえず、本件配偶者は、審査請 求人の青色事業専従者に該当しない。 ④ 本件各給与は所得税法57条第1項 に規定する青色事業専従者給与に該当 しないから、同法56条の規定により、 請求人の不動産所得の金額の計算上必 要経費に算入することができない。

おわりに

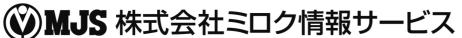
TAINSで、上記の判決・裁決を検索する場合は、検索トップ画面〔詳細検索〕⇒〔TAINSキーワード〕欄に、「青色事業専従者」、「青色事業専従者給与」などの検索ワードを入力しま

TAINSの入会については、ホームページ上にあるお問い合わせフォームもしくはメール〈info@tains.or. jp〉にてお問い合わせください。









東証プライム上場(証券コード:9928) MJSはミロク会計人会とともに企業経営をサポートしています

MJS 仕訳自動化

検索

